新規POPsの追加フロー

附属書A, B及びCへの化学物質の掲載（第8条）及び附属書の改正（第21条, 22条, 25条4）

*ここで「締約国等」とは、締約国及びオブザーバーをいう。

スクリーニング段階

締約国Ａから事務局への提案(8条1)
（附属書Dに定める情報を記載）

提案作成にあたり、他の締約国又は事務局からの支援を受けることが可能

条約事務局による確認(8条2)
（附属書Ｄに定める情報を確認）

POPs検討委員会による審査(8条3)
（附属書Dの選別基準に基づき審査）

締約国等*への情報提供（8条4）
（物質追加提案書及び検討委員会評価書）

却下
再提出

却下された場合、いかなる締約国も再提出が可能。（8条5）

再却下

再提出が検討委員会により再度却下された場合には、異議申し立て可能。締約国会議で検討し先に進めることを決定できる。（8条5）

締約国等からの附属書E情報提供(8条4)

締約国会議決定

危険性の概要（Risk Profile）作成段階

検討委員会による「危険性の概要」案の作成(8条6)
（附属書Eに基づく情報を加味した更なる検討）

締約国等への「危険性の概要」案の情報提供
締約国等からの技術的な意見の収集(8条6)

検討委員会による「危険性の概要」の完成(8条6)

検討委員会による審査(8条7)
（「危険性の概要」に基づき、重大な悪影響をもたらすおそれがあるかどうかの決定＝提案を先に進める。）

締約国等*への情報提供(8条7)
（「危険性の概要」）

却下

締約国は、検討委員会から提案締約国及び他の締約国に、１年未満に追加情報の提供を求めるよう、検討委員会に指示することを、締約国会議で検討するよう要請することができる。(8条8)

締約国会議指示

検討委員会による再検討
受領した情報に基づき、危険性の概要及び締約国会議が決定する優先度に従って再検討する(8条8)

再却下

締約国は、異議申し立て可能。締約国会議で検討し先に進めることを決定できる。(8条8)

危険の管理に関する評価(Risk management evaluation)の作成段階

決定

締約国等からの附属書F情報提供(8条7)

締約国会議決定

検討委員会による「危険の管理に関する評価」の作成(8条7)

最終決定段階

検討委員会による勧告(8条9)
（「危険性の概要」、「危険の管理に関する評価」に基づき、締約国会議が当該物質を附属書A/B/Cに掲載することを検討するべきかどうかを勧告）

締約国会議の６ヶ月以上前に事務局が附属書改正案を締約国に通報

締約国会議における決定（8条9）

・科学的な確実性がないことを含め、委員会の勧告を十分考慮し、当該物質を附属書A/B/Cの表に掲げ及び関連する規制措置を特定するかどうかにつき、予防的な態様で決定。

締約国会議における附属書A, B又はCの改正の採択（21条1～3）

・附属書の改正は原則コンセンサス方式で採択。合意に達しない場合には最後の解決手段として出席しかつ投票する締約国の３／４以上の多数による議決により採択。

附属書A, B又はCの改正の効力発生（22条4→22条3準用）

・改正の附属書を受託できない締約国はその旨を改正の附属書採択日から１年以内に書面により寄託者に通告。（寄託者は全締約国にその旨を通報）。通告の撤回も可能。
・改正の附属書は、寄託者による採択通報日から１年後に、受託できない旨書面で通告した締約国以外の全ての締約国に効力発生。